

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度「さっぽろ親子のための相談LINE」運営業務
発 注 課	札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人麦の子会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、こども家庭庁が開設するLINEアカウントを窓口として寄せられた相談に対し、相談支援システム上でチャット対応するもので、従来の電話による相談に加え、若年層に浸透しているコミュニケーション手段であるSNSによる相談を受け付けることで、より相談しやすい体制を構築することを目的とするものである。 前述の目的を達するためには、下記の要件を満たす事業者であることが求められる。 ①一定の資格・経験・知識等を有する、相談員が在席していること 本相談に対応するための相談員は、公認心理師、社会福祉士等の資格を有し、一定期間以上の児童福祉の相談業務経験を有することが必要となる。また、児童虐待や養育に関わる相談を受け付けるため、虐待防止及び虐待相談等に関する知識を持つ相談員が在籍していることが必要となる。さらには、相談者のニーズや状況等に応じて適切な相談対応を行うため、必要に応じて適切な相談窓口を案内するなど、市内の社会資源に精通していること等が求められる。 ②チャットによる相談事業において良好な実施実績がある事業者であること チャットによる相談は対面や電話による相談に比べ文字情報のみで対応しなければならず、通常の相談業務における傾聴とは違う技能や配慮が必要である。このため、チャットによる相談事業において良好な実施実績がある事業者であることが求められる。 ③市内外の転入出者を切れ目なく支援できる事業者であること 相談者は市内外を行き来する場合もあり、転入出者からの相談を切れ目なく実施可能な事業者であることが求められる。 当該法人には上記の①を満たす相談員が在席しているほか、令和5年2月より北海道、令和5年4月より本市からの委託を受け、全道のLINE相談を担っている唯一の事業者であり、良好な運用実績が認められる（②）。北海道でも次年度の委託を予定していることから、転入出者への円滑な相談支援が可能である（③）。 以上のことから、福祉法人麦の子会を相手方とする特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号